

住宅宿泊事業の廃止理由調査について

調査概要

○ 住宅宿泊事業の届出状況について、定期的にとりまとめているところですが、全国的に事業廃止件数が増加していることから、各自治体の協力の下、事業の廃止理由について調査を行い、とりまとめを行ったもの。

※ 住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は、事業を廃止したときは30日以内にその旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。

○ 調査対象は以下のとおり。

令和2年9月8日～令和2年10月18日の間に自治体に廃止の届出があったもの

【回答件数】289件（廃止理由の確認が取れたもの）

※（参考）令和2年10月7日時点 事業廃止件数 7,292件

調査結果の概要

○ 廃止の理由で最も多かったのは、「収益が見込めないため」であり、令和2年11月全体の49.1%（前回（前年同月時点）7.2%）を占め、前回に比べ大幅に増加している。

○ 次に、「旅館業または特区民泊へ転用するため」（同全体の18.0%（前回57.8%））、「他の用途へ転用するため」（同全体の8.3%（前回2.2%））と続いている。

○ 廃止の理由の中で新型コロナウイルス関連が占めたのは、同全体の51.9%であった。最も多かったのは「収益が見込めないため」で、うちコロナ関連が94.4%を占めていた。

○ 「その他」については、「事業は完全に廃業」（33件）が「事業継続の意思あり」（12件）を初めて上回った。

